

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 3 3 条に基づく
再商品化計画の認定について (プラスチック資源一括回収)

1 趣 旨

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (以下「プラスチック資源循環法」という。) が令和 4 年 4 月 1 日から施行されました。同法第 3 3 条に基づき、市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができますとしています。

この度、富山地区広域圏事務組合が環境大臣・経済産業大臣宛てに申請していた再商品化計画について、令和 5 年 1 1 月 3 0 日付けで認定を受けましたのでお知らせいたします。

2 認定を受けた者

富山地区広域圏事務組合

3 再商品化計画の期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

4 分別収集物の種類及び量

	プラスチック容器包装廃棄物	それ以外のプラスチック使用製品廃棄物
令和 6 年度	2,124.4 トン/年	127.5 トン/年
令和 7 年度	2,120.1 トン/年	127.2 トン/年
令和 8 年度	2,109.4 トン/年	126.5 トン/年
計	6,353.9 トン	381.2 トン

5 再商品化の実施方法 (再商品化製品)

材料リサイクル (ペレット等)

6 分別収集物の処分を行う者の名称 (施設の所在地)

株式会社富山環境整備

(富山市婦中町吉谷字背戸山 12-1、吉谷字大谷 1003-1、1002-1)

7 分別収集物を収集しようとする区域

富山市内全域

8 再商品化計画の認定制度について

プラスチック資源循環法第 3 3 条に基づき、市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、これまで容器包装リサイクル法において市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程の一体化・合理化が可能になる制度です。